

## 不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和6年2月13日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年2月13日から 令和6年9月30日まで (予定)	大崎市古川新田字銃後稔、 字前田、字並柳の各一部 大崎市古川塚目字境、字千 刈町、字新田、字三口、字 屋敷、字北原、字岡、字中 町、字金皿、字前田の各一 部 大崎市古川米倉字上屋敷、 字石橋、字筆塚の各一部 大崎市古川西荒井字上田の 一部	土地改良事業